

## 平成20年度事業計画

### 第1 協会の健全な運営と警備業務適正化のための各種事業の推進

- 1 警備業務の適正化を図るため、支部活動や委員会活動を活性化し、警備業務の種別に応じた課題や問題点を解決するための各種事業を推進する。(全委員会)
- 2 「大阪府警備業協会暴力団等排除連絡協議会」の開催及び警察等関係機関との緊密な連携の下に、警備業の健全な発展を阻害する暴力団等反社会的集団の排除に関する施策を推進する。(全委員会)
- 3 正当な営業活動に対する暴力団の不当介入及び元請け業者に対する暴力団の干渉等を排除するための相談窓口を確立し、不法・不当行為は看過することなく警察等関係機関と緊密に連携して徹底排除に努める。(全委員会)
- 4 公益法人制度改革関連三法の施行に伴う公益社団法人認定取得のための各種事業を推進する。(全委員会)
- 5 警備業の社会的信頼を確保するため、警備業法はもとより、関連する各種法令の遵守及び企業モラル向上に関する各種事業を推進する。(総務)
- 6 個人情報取扱いに関する苦情処理等の適正化を図るための相談窓口の整備等必要な施策を推進する。(総務)
- 7 協会加盟員の経営基盤の強化及び連携と親睦を図るための各種事業を推進する。  
(総務、未来)

### 第2 会議等の開催

- 1 通常総会を平成20年6月に開催し、旧年度事業経過報告、収支決算、その他重要事項を審議する。(総務)
- 2 臨時総会を平成21年3月に開催し、事業計画、収支予算、その他重要事項を審議するほか、必要の都度開催する。(総務)
- 3 理事会は、概ね4回開催するほか、必要の都度開催する。(総務)
- 4 運営委員会は、概ね4回開催するほか、必要の都度開催する。(総務)
- 5 協会事業推進のため必要に応じ委員会、特別委員会及び専門部会を開催する。  
(全委員会)
- 6 警備業の抱える問題や課題の解決のために必要に応じ関係委員会を開催し、又は特別委員会や専門部会を設け必要事項について審議を行う。(全委員会)
- 7 協会事業の推進のため必要に応じ三役会、業界内理事会及び支部長会議を開催する。

(全委員会)

### 第3 「安全なまち大阪」の確立に向けた公的事業に対する積極的な参加・協力の推進

- 1 警備業の社会的ステータスを高めるため、新たに構築した「地区制」による社会貢献活動等の各種事業を推進する。(全委員会)
- 2 全国地域安全運動をはじめ各種事件事故防止運動に際しては、マグネットシートを活用した広報活動を積極的に行い防犯思想の啓発普及に努める。(総務、防犯・災害)
- 3 警察・大阪府等関係機関と連携し、大警協安全活動協力隊を中心とした防犯パトロールを実施するなど地域社会の安全確保に貢献する事業を推進する。(防犯・災害)
- 4 「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づく支援活動の実効性を高めるため、大警協安全活動協力隊の大阪府等の開催する総合演習や防災訓練への参加及び計画的な集合訓練等を実施し、有事に備えた災害支援体制を確立する。  
(防犯・災害)
- 5 大阪府警察の情報ネットワークシステムを活用した、大警協「安全安心まちづくりメール」のネットワークによる「子ども被害情報」の伝達をはじめ「子ども110番の車」の活用など子どもを犯罪から守る活動等を実施し、犯罪等の早期解決と地域社会の安全確保に貢献する。(未来)

### 第4 関係官庁・団体との連携

- 1 警備業法の改正に的確に対応するため、関係官庁の指導の下に、協会業務の円滑かつ適正な運営を図る。(全委員会)
- 2 適正な警備業務の提供を行うため、関係官庁との緊密な連携の下に、関連する情報の収集に努め、必要な内容は会員に通報し周知徹底を図る。(全委員会)
- 3 経営者の自己啓発及び警備員指導教育責任者教育の充実を図るため、関係官庁の担当者を講師とする講演会等を開催する。(教育)
- 4 警備員指導教育責任者の委託講習事業を適正かつ円滑に実施するため、関係官庁との緊密な連携に努める。(教育)
- 5 消防関係団体の協力を得て、警備員に必要な防火・救命技能向上に関する講習会を積極的に開催する。(労務)
- 6 協会事業の円滑かつ適正な運営を図るため、協会運営に関連の深い関係団体等との意見交換会等を開催する。(全委員会)

### 第5 全国警備業協会及び各府県協会との連携

- 1 健全な協会運営を図るため、全国警備業協会が開催する会議及び研究会に積極的に参加する。(全委員会)

2 協会運営の活性化を図るため、全国警備業協会及び近畿地区の各府県協会と連携し、事務担当者会議及び講師研修会等を開催する。(全委員会)

3 全国警備業協会が行う教育幹部研修、特別講習講師研修を計画的に受講させ講師の養成と指導能力の一層の充実を図る。(教育)

#### 第6 関係機関及び団体との連携

1 協会運営に関連の深い道路、建設、防犯、暴力団排除団体等と緊密に連携して、協会運営の効率的な推進に努める。(全委員会)

2 関係機関等との協力関係を保持し、協会事業の効果的推進と警備業の社会的な地位の向上に努める。(全委員会)

#### 第7 教育事業の推進

1 警備員の資質の向上を図るため、新任、現任講習の講師体制の充実と受講の勧奨に努める。(教育)

2 警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者及び警備員の教育に必要な教材等の研究・整備に努める。(教育)

3 警備員教育に携わる警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の研修会を開催し、教育幹部の資質の向上に努める。(教育)

4 経営基盤の強化に必要な知識の向上を目的とした、経営者研修会等を開催する。(業務)

5 イベント警備等の雑踏警備業務を適正に実施するため、雑踏事故防止に関する視察及び研修会等を開催する。(教育・業務)

6 後継者育成のため、次世代の経営者「知新会」が実施する研修会、その他の各種施策の推進について支援する。(未来)

7 女性経営者育成のため、「ひまわり会」が実施する経営関係情報の研修会、その他の各種施策の推進について支援する。(未来)

#### 第8 公安委員会委託講習等の適正な推進

1 大阪府公安委員会及び全国警備業協会等の委託に係る、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者講習等の実施にあたっては、関係官公庁及び全国警備業協会等と緊密に連携して、適正かつ円滑な実施に努める。(教育)

2 特別講習の開催にあたっては、有限責任中間法人警備員特別講習事業センターと緊密に連携して、適正かつ円滑な実施と合格率アップのための研修会の開催等新たな制度に対応した各種施策を推進する。(教育)

3 警備員指導教育責任者講習講師、特別講習講師の計画的な育成及びレベルアップを

図るため、全国警備業協会「研修センターふじの」における研修会を受講させ教育体制の強化に努める。(教育)

4 特別講習等の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な資機材及び教材の整備に努める。(教育)

5 特別講習等の更なる内容の充実を図るため、主任講師及び副主任講師を中心とした講師部会を開催するほか、必要な資機材及び教材の整備に努める。(教育)

#### 第9 労働災害の防止と労働災害保険の収支改善の推進

1 労働災害の防止のための調査・研究及び各種資料の作成並びに労働安全衛生運動の推進を図る。(労務)

2 重大な労災事故を防止するため、関係機関との連携による安全パトロール等各種事業を推進する。(労務)

3 警備業全国安全衛生大会等に積極的に参加し、安全衛生意識の高揚を図る。(労務)

4 労働関係法令の遵守及び労働災害保険の加入並びに保険料の適正な納入についての指導啓蒙を行う。(労務)

5 重大な労災事故の防止のため、交通誘導警備員の現任教育に大阪府警察本部交通部から講師を招へいして、警備員に対する受傷事故防止教育を実施する。(教育、労務)

6 労働災害防止並びに収支改善についての調査・研究を行う。(労務)

#### 第10 労務単価問題の改善に向けた諸施策の推進

1 経営基盤の強化と警備員の処遇改善のため、適正な警備業務の提供及び労務単価問題の改善を目的とした調査・研究会等を開催する。(業務)

2 全国警備業協会との緊密な連携のもと労務単価問題の改善に努める。(業務)

#### 第11 表彰制度の適正な運用

1 警備業並びに警備業務における教育功労者の表彰の適正な運用を行う。(総務)

2 優良会社に対する表彰を行う。(総務)

3 表彰制度についての調査研究を行う。(総務)

#### 第12 広報活動の積極的な推進

1 警備業の記念日「警備の日」にマスコミ関係及び各府県協会と連携の下に効果的な広報を行うなど、警備業に対する理解と協力を得るための各種事業を推進する。

(全委員会)

2 警備業協会への理解と警備業の事業拡大を図るため、協会の社会貢献活動や教育事業等の協会活動を積極的に広報する。(全委員会)

3 警備業に対する社会の理解と協力を得るため、防災展等に参加し協会の各種事業の

広報を積極的に行う。(全委員会)

4 警備業の発展のため、各種広報資料の内容の充実を図り、効果的な広報を行う。

(全委員会)

以 上